

第6部
児童福祉

令和3年度児童

		事業名	予算額(千円)
児童福祉施策	保 育 所	保育所運営	19,669,588
		家庭保育室事業 (市)	24,158
		認可外保育施設事業(企業内保育) (市)	1,404
		子育て支援センター事業 (市)	6,028
		保育所改築事業	343,125
		私立幼稚園	私立幼稚園支援事業
	児 童 健 全 育 成	児童センター	89,991
		アドベンチャープレイ事業 (市)	10,131
		おやこの遊びひろば事業	41,745
		子育てサポートプラザ事業	60,732
		ファミリー・サポート・センター事業	25,848
		鳩ヶ谷こども館事業	15,905
		子育て支援センター事業	8,637
		緊急サポートセンター事業	3,163
		赤ちゃんにっこり応援事業	32,668
		病児・病後児保育事業	44,040
		訪問型病児・病後児保育利用助成制度 (市)	1,214
	児 童 手 当 制 度	児童手当支給事業	9,663,199
	子 ども 医 療 費	子ども医療費支給事業	2,176,283
児 童 保 護	家庭児童相談事業	32,579	
	要保護児童対策地域協議会事業	3,205	
	子どものショートステイ事業	232	
	子どものトワイライトステイ事業	176	
	乳児家庭全戸訪問事業	1,163	
	発達相談支援事業	46,033	
助 産 制 度	入院助産事業	14,000	
子 ども の 貧 困 対 策	子どもの生活・学習支援事業	83,190	
青 少 年 健 全 育 成	青少年センター (市)	5,688	
	野外活動施設 (市)	836	
	青少年体験活動事業 (市)	2,081	
	親子ふれあい事業 (市)	2,713	
	明るい街づくり推進事業 (市)	1,573	
	青少年団体活動支援事業 (市)	10,639	
い じ め 防 止	いじめ防止推進事業 (市)	2,993	
ひとり親家庭福祉施策	ひとり親家庭福祉	ひとり親家庭等医療費支給事業	257,021
		母子生活支援施設	22,797
		児童扶養手当支給事業	1,894,087
		ひとり親家庭自立支援給付金事業	31,448
		ひとり親家庭相談事業 (市)	8,980
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計繰出金 (市)	2,525

福祉事業予算の概要

(注) 市は単独事業

事業内容
保育所等の運営に係る費用
家庭保育室の運営に係る費用
企業または病院内に設置する保育室の運営に必要となる経費の一部を補助(国の行う企業主導型保育事業に該当するものを除く)
公立保育所3カ所において、子育て親子の交流促進、育児相談、講習など子育て支援を行う事業
保育所の耐震化及び老朽化に伴い改築を行い、保育所在園児の安全を確保する事業
私立幼稚園39カ所及び保護者に対する補助
児童センター3カ所(南平・芝・戸塚)において実施している児童健全育成事業
前川第6公園・南平児童交通公園の2カ所において外遊びを通じ児童健全育成を図る事業
39カ所の地域施設の一室を利用して保育士を配置し、遊び場の提供、子育て相談などを行う事業
子育て親子の交流の促進、子育てに関する情報提供、育児相談、子育て講座などを行う事業
仕事と家庭の両立支援のための住民参加による有償・有料の相互援助活動の運営を行う事業
鳩ヶ谷武道場の1階部分で実施している児童健全育成事業
南鳩ヶ谷地域子育て支援センターにて実施する、遊び場の提供、子育て相談などの子育て支援事業
病気または病氣回復期の児童や宿泊を伴う児童の預かりを支援する事業
1歳未満の乳児を持つ保護者に対し育児費用の一部を補助する事業
病気または病氣回復期で集団保育の困難な児童を一時保育する事業
児童が病気又は病氣の回復期に、ベビーシッター等の派遣を受けた保護者に対し、利用料の一部を助成する事業
中学校修了前(15歳年度末)までの児童を養育するかたへ手当を支給する事業
中学校修了前(15歳年度末)までの子どもを対象に、保険適用となる通院・入院医療費の一部を支給する事業
家庭児童相談室及び南平・芝・戸塚児童センター内に設置している子ども家庭相談室の運営費等
要保護児童対策地域協議会の研修会及び児童虐待防止啓発活動の運営費等
保護者の疾病等により、家庭での養育が一時的に困難となった児童を一時的に養育する事業
就業等により、夜間の養育が困難な児童を児童福祉施設等で夜間の養育をする事業
生後4カ月までの乳児のいる家庭を訪問し、養育環境の把握と子育てに関する相談と情報提供を行う事業
発達に心配のある児童及び保護者に対して、相談、施設等への訪問、親子教室等の支援を行う事業
児童福祉法第22条及び36条の規定に基づく制度
生活困窮世帯およびひとり親家庭の子どもに対する学習支援や食事の提供等を実施することで、子どもの生活向上を図る事業
市内8カ所において、青少年及び青年を健全に育成することを目的とする団体の研修、集会等の場を提供する施設
市内2カ所において、テントを使用したキャンプや野外集会ができる施設
青少年が生きる力を身に付け、将来、自立した社会生活が営めるよう、野外や地域における共同生活等の体験活動を実施する事業
青少年の育成の基本単位である家庭環境を望ましいものとするため、親子・家族を対象とした事業
市民組織の関係者が相互協力、連携のもと、愛情と熱意をもって、明るい街づくりの推進に向けた意識の高揚を図る事業
青少年の健全育成のための事業の実施や、体験活動の機会を提供する青少年団体等の活動を支援する事業
川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例に基づく、いじめの防止、早期発見、対応のための事業
所得が一定額未満のひとり親家庭等に医療費の一部を支給して、生活の安定と自立の支援を図る事業
母子生活支援施設の管理業務費
所得が一定額未満のひとり親家庭等に手当を支給して、生活の安定と自立の促進に寄与する事業
ひとり親家庭の自立を支援するため、職業能力開発に関する講座の受講経費の一部等を給付する事業
ひとり親家庭の方からの相談を受け付ける事業
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の財源としての繰出金

第1章 子ども育成

第1章 子ども育成

第1節 児童健全育成

1 児童センター

(1) 目的

児童を対象に児童のあそびを指導する者(児童厚生員)が児童に健全な遊びを与え、個別及び集団指導を行うとともに、夏まつりの行事や、親子教室・各種クラブ等の事業を実施し、児童の健全な育成を図るものです。

(2) 実施場所及び運営形態

南平(指定管理者:社会福祉法人川口市社会福祉事業団 令和3年4月1日～令和8年3月31日)

芝(指定管理者:㈱コマーム 令和3年4月1日～令和8年3月31日)

戸塚(指定管理者:㈱コマーム 令和2年4月1日～令和7年3月31日)

2 アドベンチャープレイ事業

(1) 目的

近年、都市化・核家族化が進む中、遊べない子・遊ばない子が増え、また遊びそのものの貧困さも目立ち、子ども達の心身の発達に大きな影響が生じていることから、子ども達の中に、豊かな遊びを復活させるため、子ども達の冒険心・好奇心を刺激し、自主性・創造性・社会性を高めるアドベンチャープレイ事業を実施し、児童の健全な育成を図るものです。

(2) 実施場所及び開始日

前川第6公園(前川2-13) 平成 2年10月14日

南平児童交通公園(弥平2-3) 平成11年 5月 8日

(3) 実施方法

①プレイリーダーハウスを拠点とし、火・水・木・土曜の週4日(休日、年末年始を除く)活動しています。

②上記の目的に基づき、次の事業を実施しております。

- ・遊びの提供や遊具(竹馬、こま、ペイゴマなど)の貸し出し
- ・こどもまつりなど各種イベントをグリーンセンターなどで実施
- ・プレイリーダー養成講座・研修の実施

(4) 利用者数(令和2年度)

前川第6公園 12,966人

南平児童交通公園 17,249人

その他(こどもまつり等) 中止 0人 計 30,215人

3 おやこの遊びひろば事業

(1) 目的

地域のコミュニティーづくりの拠点として、全ての実施場所において、子育ての専門家である保育士を配置し、保護者との交流などを通して子育ての不安解消に努め、子どもの健全な育成を図るものです。

(2) 開始年月日 平成12年 4月 1日

(3) 内容

①場 所 公民館など39カ所(中央ふれあい館・安行青少年センター・芝市民ホール・さくら・本町青少年センター・ワークファンルームを含む)

②実施時間 3時間または5時間(週1～3日)

③利用者数 10,154組・21,656人の親子(2年度)

4 子育てサポートプラザ事業

(1) 目的

つどいの広場事業、子育て支援総合コーディネート事業、利用者支援事業を実施するとともに、ファミリー・サポート・センター事業と連携し、子育てに関する情報の提供や、乳幼児を持つ保護者と子どもが気軽に集い情報交換や育児相談などを行う場の提供を行い、地域における子育て支援機能の充実を図るものです。

(2) 開始年月日 平成18年10月 2日

(3) 内容

- ①場所
 - ・「子育てサポートプラザ」
 - ・「子育てサポートプラザ『子育てひろばポッポ♡』」
- 毎週月～金曜日(休日・年末年始・実施場所の休館日は除く)
- ③利用状況
 - つどいの広場事業
 - (2年度) ・子育てサポートプラザ
 - 延べ10,928人の親子が利用
 - ・子育てサポートプラザ『子育てひろばポッポ♡』
 - 延べ7,168人の親子が利用
 - 利用者支援事業
 - 個別相談年間利用件数 延べ3,463件

5 鳩ヶ谷こども館事業

(1) 目的

子育てにおける多くの親子の交流の場として、また、子どもたちの異年齢交流や各種体験活動の場として、当該事業の実施により、地域における子育て支援や児童健全育成を図るものです。

(2) 開始年月日 平成23年10月11日

(3) 内容

- ①場所 鳩ヶ谷武道場1階
- ②実施日 水～月曜日(休日・年末年始は除く)
- ③利用状況 利用者数8,305人(2年度)

6 南鳩ヶ谷地域子育て支援センター事業

(1) 目的

親子が気軽に集い、情報交換や育児相談ができるよう、子どもの遊び場の提供 や子育て相談などを実施し、子育てに対する不安を解消するとともに、子どもの健全育成を図るものです。

(2) 開始年月日 平成24年 5月 1日

(3) 内容

- ①場所 南鳩ヶ谷保育所2階
- ②実施日 月～金曜日(土曜・日曜・休日・年末年始は除く)
- ③利用状況 利用者数3,423組 7,055人
- (2年度) 登録数305組

7 ファミリー・サポート・センター事業

(1) 目的

安心して子育てができるよう、住民参加による有償・有料の相互援助活動を推進し、子育て中のかたが、子育ての援助を行えるかたに子どもを一時的に預かってもらえるサービスなどを実施することにより、地域の子育て環境の充実を図るものです。

(2) 開始年月日 平成13年 7月 1日

(3) 内容

生後6か月～小学校6年生までの子どもをお持ちのかたに対して次のような援助を行います。

- ・保育所・幼稚園などへの送迎やその前後の預かり
- ・保護者の求職活動中の預かり

(2年度)

○会員総数 2,436人 年間利用件数 延べ 4,578件 (成立件数)

8 緊急サポートセンター事業

(1) 目的

仕事と育児の両立を図るとともに、地域での子育て支援機能を強化し、親が安心して子育てができる環境の充実を図るものです。

(2) 開始年月日 平成24年 4月 1日

(3) 内容

- (センターの業務)
- ①会員の募集及び登録その他会員組織に関する業務
 - ②援助活動の調整に関する業務
 - ③会員に対する研修に関する業務
 - ④会員に対する講習会の開催
 - ⑤医療機関との連携体制整備
 - ⑥早朝・夜間等の体制整備

- (サポート内容)
- ①病児・病後児の預かり
 - ②宿泊を伴う子どもの預かり
 - ③早朝・夜間等の緊急時の子どもの預かり
 - ④保育施設等の送迎

(2年度)

○会員総数 2,245人 年間利用件数 延べ480件 (成立件数)

9 病児・病後児保育事業

(1) 目的

保護者が就労している場合等において、児童が病気または病気の回復期であり、集団保育もしくは自宅での育児が困難な期間、一時的にその児童を預かる事業を行うことにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とするものです。

(2) 委託施設名

病児保育室 バンビ (医療法人久恩会 下条医院 平成26年4月開設)

病児保育室 ユーカリ (有限会社ロード ひふみクリニック 令和元年9月開設)

(3) 対象

生後8週から小学校6年生までの児童で、次の状況にあるかた。

- ① 病気または病気の回復期であり、かつ当面症状の急変は認められない場合において、医療機関による入院・治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要があるもので、保育所等において集団保育が困難なかた。
- ② 保護者が勤務等の都合により、家庭において保育が困難なかた。

(4) 利用状況 (各年度末現在)

施設名	年度	延べ利用児童数	延べ利用日数	利用料免除児童	利用日数
バンビ	30	658人	226日	9人	9日
	元	663人	221日	3人	3日
	2	174人	121日	8人	8日
ユーカリ	元	76人	52日	0人	0日
	2	80人	60日	0人	0日

10 訪問型病児・病後児保育利用助成制度

(1) 目的

児童が病気又は病気の回復期にあつて集団保育等を行うことが困難な時期にベビーシッター等の派遣を受けた保護者に対し、当派遣に要した利用料の一部を助成することにより、保護者の経済的な負担の軽減と子育て支援の充実を図ることを目的とするものです。

(2) 開始年月日 平成28年 4月 1日

(3) 助成額

1時間につき1,000円を上限とし、入会金・年会費・登録料・交通費・食費等、時間保育以外の経費を除いた額の1/2とのいずれか低い額。

(4) 助成の条件 (次のすべてに該当するかた)

- ア お子さんとその保護者とも利用時及び申請時に市内に住所を有すること。
- イ 利用時に0歳から小学校6年生までの児童であること。
- ウ 国が行う「ベビーシッター派遣事業」の対象として認定を受けている民間事業者が実施する訪問型病児・病後児保育及び「川口市緊急サポートセンター事業」における病児・病後児の預かりの利用であること。
- エ 原則ベビーシッター等の派遣前後7日以内に当該病気に関し医療機関で受診していること。
- オ 平成28年4月1日以降の利用であること。

(5) 実績

年度	延べ申請件数	延べ交付件数
30	92件	92件
元	72件	72件
2	26件	26件

1.1 パパ・ママ応援ショップ事業

(1) 目的

県内の店舗・施設・企業等が割引やポイント・スタンプ等の優遇などの特典を提供することにより、子育て家庭を支援する事業です。地域・企業・行政が一体となって子育て家庭を応援しようという気運を盛り上げるとともに、子育て家庭が「地域・社会に支えられている」、「子どもを持ってよかった」と実感できる社会づくりを目的とするものです。

(2) 対象

- ・ 18歳に達した最初の3月末までの子どもがいるご家庭
- ・ 出産予定の妊婦のかたがいるご家庭

1.2 「赤ちゃんの駅」設置事業

(1) 目的

市の施設をおむつ替え又は授乳のできる施設として整備し、登録することにより、子育て中の家族が安心して外出できる環境づくりを促進するものです。

(2) 開始年月日 平成22年 9月 1日

(3) 登録箇所数

年度	登録のある施設数	登録箇所数
2	76施設	150カ所

1.3 赤ちゃんにっこり応援事業

(1) 目的

子育て世代が住みやすいまちづくりの推進を目的とするものです。

(2) 開始年月日 平成27年12月 1日

(3) 支給限度額 10,000円

※ 平成30年4月1日以降に出生した第3子以降の対象乳児は、乳児おひとりにつき20,000円まで

(4) 対象

次のすべてに該当するかた。

- ア 乳児・保護者ともに申請及び交付請求時に市内に住所を有するかた
- イ 1歳未満の乳児の保護者
- ウ 対象品目をレンタルもしくは購入及び母乳育児支援を利用したかた
- エ 市民税所得割課税額174,000円未満のかた

※ 平成31年4月1日以降に出生した第3子以降の対象乳児については、市民税所得割課税額の制限は適用されません

(5) 対象品目

- ・ベビーベッド・布団・ベビーゲート・ジョイントマット・抱っこ紐・ベビーチェア・ベビーカー
- ・チャイルドシート・子ども乗せ自転車・おむつ・ミルク・搾乳機・ベビーフード・服・ベビーバス 他
- ・母乳育児支援・産後ケア(骨盤矯正・マッサージ)・ベビーシッター・写真スタジオでの記念撮影
- ※ 購入及びサービス利用は市内店舗に限る(レンタル・母乳育児支援は市外も可)
- ※ 中古品も可

(6) 実績

年度	延べ申請・請求件数	登録認定件数(交付件数)
30	1,284件	1,012件 (985件)
元	2,057件	1,679件 (1,282件)
2	3,618件	2,070件 (1,788件)

14 子どもの生活・学習支援事業

(1) 目的

子どもの貧困対策の一環として、生活の困窮や様々な課題を抱えた本市に暮らす子どもに対し、健全な日常生活の維持、自己肯定感やコミュニケーション能力の向上を通じて、将来の社会参加に目標を持った人格の形成に資するべく、これまでの生活困窮者自立支援法の学習支援事業を拡充した支援体制を構築するものです。

(2) 開始年月日 平成29年 4月 1日

(3) 内容

- ア 学習教室の開催
- イ 食育を目的とし、学習教室に併せた食事の提供
- ウ 家庭訪問、電話による相談支援
- エ 就労体験、ボランティア参加

(4) 実施箇所数

市内15カ所(2年度)

第2節 児童手当制度

1 児童手当

(1) 目的

児童を養育しているかたに児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するものです。

(2) 対象者

川口市に住民登録があり、15歳到達後、最初の3月31日までの間にある（中学校修了前の）児童を養育し家計を主に支えているかたに支給します。

支払は、6月、10月、2月の年3回に分けて、前月（4月）までを支給します。

(3) 手当額

項目	年令・区分	児童手当
手当月額	0歳～3歳未満(一律)	15,000円
	3歳～小学生(第1子・第2子)	10,000円
	3歳～小学生(第3子以降)	15,000円
	中学生(一律)	10,000円
	特例給付【所得制限額以上の世帯の児童(一律)】	5,000円

(4) 所得制限

【所得制限限度額】一律控除の社会保険料相当額8万円加算済

扶養人数	0人	1人	2人
所得額	630万円	668万円	706万円

※扶養親族などの数が3人以上の場合は1人につき38万円ずつ加算されます。

(5) 支給状況（令和2年度）

	年令・区分	手当額	延支給児童数	支給金額
受給者数 47,135人	0歳～3歳未満(一律)	15,000円	150,609人	2,259,135,000円
	3歳～小学生(第1子・第2子)	10,000円	438,949人	4,389,490,000円
支給児童数 74,399人	3歳～小学生(第3子以降)	15,000円	49,186人	737,790,000円
	中学生(一律)	10,000円	148,280人	1,482,800,000円
	特例給付	5,000円	94,821人	474,105,000円
	合計		881,845人	9,343,320,000円

第3節 子ども医療費

1 子ども医療費支給事業

(1) 目的

子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、子どもに対する医療費の一部を支給することにより、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るものです。

(2) 開始年月日 昭和48年 7月 1日

(3) 内容

各種医療保険に加入した子ども（中学校修了前（15歳年度末）まで）を養育している保護者に、子どもが医療機関にかかったときの保険医療の自己負担分（ただし、高額療養費、附加給付金、または他の法令に基づく公費負担額があるときは、支給額からその額を控除した額）を支給します。なお、入院時の食事療養費の負担は支給対象外です。

- ・平成14年1月1日診療分から入院の支給対象年齢を小学校就学前まで拡大。
- ・平成16年10月1日診療分から通院の支給対象年齢を小学校就学前まで拡大。
- ・平成19年4月1日診療分から市の指定した医療機関等での窓口払いを廃止。
- ・平成21年4月1日診療分から入院の支給対象年齢を15歳年度末（中学校3年生）まで拡大。
- ・平成24年10月1日診療分から通院の支給対象年齢を15歳年度末（中学校3年生）まで拡大。
※小・中学生にも受給資格証を交付
- ・平成25年10月から小・中学生を対象に所得制限及び税等の完納要件を導入。
- ・平成26年10月から小・中学生を対象に所得制限を廃止。

(4) 支給状況年次推移

年 度	登 録 者 数	医療費支給件数	医療費助成額
28	(就学前) 35,064人	659,312件	1,010,193,508円
	(小・中学生) 42,343人	534,939件	1,107,498,265円
	(合計) 77,407人	1,194,251件	2,117,691,773円
29	(就学前) 34,794人	648,883件	993,041,890円
	(小・中学生) 42,856人	524,012件	1,081,289,590円
	(合計) 77,650人	1,172,895件	2,074,331,480円
30	(就学前) 34,275人	635,885件	951,599,412円
	(小・中学生) 42,916人	524,393件	1,068,187,762円
	(合計) 77,191人	1,160,278件	2,019,787,174円
元	(就学前) 33,757人	620,017件	932,299,536円
	(小・中学生) 43,147人	528,218件	1,082,750,084円
	(合計) 76,904人	1,148,235件	2,015,049,620円
2	(就学前) 32,248人	424,511件	654,001,970円
	(小・中学生) 43,045人	418,988件	896,814,692円
	(合計) 75,293人	843,499件	1,550,816,662円

第4節 母子父子福祉

1 母子父子寡婦福祉資金貸付

(1) 目的

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦のかたの経済的自立の助成と、扶養しているお子さんの福祉増進のため、必要な資金の貸与を行っています。

(2) 対象者

20歳未満の子を養育している母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦

(3) 資金の種類及び貸付限度額等

(令和3年4月1日現在)

資金の種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	利率 年	貸付対象					
就学支度資金	小学校 64,300円	卒業後 6カ月	20年以内	無利子	子					
	中学校 81,000円									
	高校(国公立) 150,000円									
	高校(私立) 410,000円									
	大学(国公立) 410,000円									
	大学(私立) 580,000円 等									
修学資金	高校月額(自宅通学) (国公立) 27,000円 (私立) 45,000円	卒業後 6カ月	20年以内	無利子	子					
	大学月額(自宅通学) (国公立) 71,000円 (私立) 108,500円 等									
	修業資金					月額 68,000円 (車の免許) (460,000円)	知識技能習得後 1年	20年以内	無利子	子
	技能習得資金					月額 68,000円 (車の免許) (460,000円)	知識技能習得後 1年	20年以内	無利子または 1.0%	母・父・寡婦
就職支度資金	通常 100,000円 (車の購入) (330,000円)	1年	6年以内	無利子または 1.0%	母・父・子・寡婦					
医療介護資金	(医療分) 通常 340,000円 非課税 480,000円 (介護分) 500,000円	医療介護 期間満了後 6カ月	5年以内	無利子または 1.0%	母・父・子・寡婦					
	生活資金					(技能習得分) 月額 141,000円 等	6カ月	20年以内	無利子または 1.0%	母・父・寡婦
	転宅資金					260,000円	6カ月	3年以内	無利子または 1.0%	母・父・寡婦
住宅資金	(通常) 1,500,000円 (災害等) 2,000,000円	6カ月	6年以内	無利子または 1.0%	母・父・寡婦					
	7年以内									
結婚資金	300,000円	6カ月	5年以内	無利子または 1.0%	子					
事業開始資金	3,030,000円	1年	7年以内	無利子または 1.0%	母・父・寡婦					
事業継続資金	1,520,000円	6カ月	7年以内	無利子または 1.0%	母・父・寡婦					

(4) 貸付決定状況年次推移

(単位:千円)

年度 区分	28		29		30		元		2	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
就学支度	10	4,088	14	6,746	3	1,210	9	4,149	33	11,599
修学	15	41,950	14	38,358	5	14,286	15	39,690	38	101,340
修業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技能習得	1	1,392	0	0	0	0	1	850	2	1,224
就職支度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活	3	2,940	0	0	0	0	1	100	2	625
転宅	0	0	0	0	1	100	0	0	1	150
住宅	0	0	0	0	1	1,499	0	0	0	0
結婚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業開始	0	0	0	0	0	0	1	700	0	0
事業継続	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	29	50,370	28	45,104	10	17,095	27	45,489	76	114,938

2 ひとり親家庭等医療費支給事業

(1) 目的

所得が一定額未満のひとり親家庭等に医療費の一部を支給することにより、その生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図るものです。

(2) 支給状況年次推移

年度	支給対象者数	医療費支給件数	医療費助成額
28	8,187人	96,751件	260,017,062円
29	8,083人	99,283件	254,889,044円
30	7,803人	98,480件	250,069,654円
元	7,359人	94,645件	239,784,576円
2	7,309人	79,639件	213,342,971円

3 児童扶養手当

父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図るものです。

(1) 対象者

次のいずれかに該当する18歳に達する年度末まで（一定の障害がある場合は20歳未満）の児童を養育している父、母又は養育者。

支払は、5月、7月、9月、11月、1月、3月の6回に分けて、前月分まで（2か月分）を支給します。

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父または母が死亡した児童
- ・ 父または母が一定の障害にある児童
- ・ 父または母の生死が明らかでない児童
- ・ 父または母から引き続き一年以上遺棄されている児童
- ・ 父または母が引き続き一年以上拘禁されている児童
- ・ 父または母が裁判所からの保護命令を受けた児童
※平成24年8月1日から、法改正により手当の支給対象となりました。
- ・ 婚姻によらないで生まれた児童
- ・ その他の理由で父または母がいない児童

(2) 受給者数等年次推移

年度	受給者数	手 当 月 額					
		児童1人目		児童2人目		児童3人目以降	
		全部支給	一部支給	全部支給	一部支給	全部支給	一部支給
28	4,014人	42,330円	42,320円～9,990円	10,000円	9,990円～5,000円	6,000円	5,990円～3,000円
29	3,876人	42,290円	42,280円～9,980円	9,990円	9,980円～5,000円	5,990円	5,980円～3,000円
30	3,707人	42,500円	42,490円～10,030円	10,040円	10,030円～5,020円	6,020円	6,010円～3,010円
元	3,486人	42,910円	42,900円～10,120円	10,140円	10,130円～5,070円	6,080円	6,070円～3,040円
2	3,392人	43,160円	43,150円～10,180円	10,190円	10,180円～5,100円	6,110円	6,100円～3,060円

※手当額は年平均の全国消費者物価指数の変動に応じて、その翌年の4月以降に改定されます。

4 ひとり親家庭自立支援給付金事業

(1) ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

①目的

ひとり親家庭の母又は父が職業能力の開発のための講座を受講した場合に、その受講に要した費用の一部を給付し、もってひとり親家庭の自立の促進を図るものです。

(平成19年4月1日開始)

②給付対象者

児童扶養手当を受給しているか、又は同等の所得水準にあるひとり親家庭の母又は父で、職業能力の開発のための一定の講座を受講しようとするかた。

③給付内容

受講に要する経費の60%に相当する額を給付します。雇用保険法による教育訓練の受給資格を有しているかたは差額分のみ支給します。

(2) ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等

①目的

ひとり親家庭の母又は父が看護師等の一定の資格を取得するために養成機関で修業する期間のうち、一定期間について訓練促進給付金を支給することで、受講期間中の生活の安定と資格取得を支援し、もってひとり親家庭の自立の促進を図るものです。

(平成19年4月1日開始)

②給付対象者

児童扶養手当を受給しているか、又は同等の所得水準にあるひとり親家庭の母又は父で、看護師等一定の資格の取得のため、1年以上養成機関において修業するかたであって、就業又は育児と修業との両立が困難と認められるかた。

※令和3年度に修業を開始する場合、6か月以上の講座を受講するかたも含まれます。

③給付内容

修業期間中の全期間(上限4年)について訓練促進給付金月額100,000円(市民税均等割課税世帯については月額70,500円)を支給します。

なお、修業期間のうち、最後の12か月については4万円を増額して支給します。

また、修了後に修了支援給付金50,000円(市民税均等割課税世帯については25,000円)を給付します。

5 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

(1) 目的

中卒者や高校中退者のひとり親家庭の母及び父または扶養する子どもに対し、より良い条件での就業等に向けた学び直しを支援するための給付金を支給します。

(2) 給付対象者

川口市に住所を有するかたで、20歳未満の子を養育するひとり親家庭の母または父及びその家庭の20歳未満の子で、一定の要件を満たすかた。

(3) 給付内容

講座の受講にかかった経費の一部を対象に、講座を修了した場合に「受講修了時給付金」を高等学校卒業程度認定試験に合格した場合に「合格時給付金」を支給します。

第5節 施設

1 児童遊園

児童遊園名	所在地	面積 (㎡)	内容	認可の有無
仁志町	西川口2-13	1,765.30	ブランコ・木製遊具・スベリ台・砂場・低鉄棒・水銀灯・ベンチ・スプリング遊具・水飲み場	有
並木町	並木2-42	558.68	ブランコ・スベリ台・砂場・低鉄棒・水銀灯・ベンチ・スパイラルカウンター・水飲み場	有
芝辻	大字芝5155-1	862.82	ブランコ・スベリ台・砂場・低鉄棒・水銀灯・ベンチ・水飲み場・スプリング遊具	有
朝日町	朝日6-2	857.66	ブランコ・スベリ台・砂場・照明灯・ベンチ・水飲み場、便所	有
並木東	並木2-8	4,700.00	ブランコ・砂場・低鉄棒・水銀灯・ベンチ・水飲み場・シーソー・便所	有
前川1丁目	南前川1-6	882.00	ブランコ・スベリ台・低鉄棒・水銀灯・砂場・水飲み場・雲梯・スプリング遊具	有

2 児童センター

名称	所在地	敷地面積 (㎡)	構造	延床面積 (㎡)	開所年月日
南平児童センター	末広3-7-21	1,322.37	鉄筋コンクリート造2階建 2階部分	426.17	S 52.12. 4
芝児童センター	芝樋ノ爪1-12-8	1,527.46	鉄筋コンクリート造2階建 2階部分	453.81	S 59. 4. 1
戸塚児童センター	戸塚南4-10-2	11,494.95 (全体)	鉄筋コンクリート造4階建 4階部分の一部	582.63	H 17 .4. 1

第6節 青少年健全育成事業

1 青少年センター

(1) 目的

青少年及び青少年を健全に育成することを目的とする団体の研修、集会等の場を提供する施設として設置しています。

(2) 場所及び開所年月

西川口青少年センター	(西川口 6-16-29)	昭和 50 年 7 月
前川青少年センター	(前川 2-24-4)	昭和 52 年 2 月
元郷青少年センター	(元郷 2-1-11)	昭和 54 年 4 月
本町青少年センター	(本町 4-13-11)	昭和 54 年 5 月
並木青少年センター	(並木 3-20-1)	昭和 55 年 3 月
芝富士青少年センター	(芝富士 2-8-7)	昭和 55 年 10 月
安行青少年センター	(安行吉岡 1650-41)	昭和 57 年 5 月
栄町青少年センター	(栄町 1-2-19)	昭和 60 年 4 月

(3) 利用件数・利用者数 (令和2年度)

西川口青少年センター	84 件	504 人		
前川青少年センター	190 件	988 人		
元郷青少年センター	46 件	287 人		
本町青少年センター	218 件	1,602 人		
並木青少年センター	122 件	719 人		
芝富士青少年センター	179 件	1,349 人		
安行青少年センター	194 件	1,257 人		
栄町青少年センター	159 件	930 人	計 1,192 件	7,636 人

2 野外活動施設

(1) 目的

テントを使用したキャンプや野外集会ができる施設で、青少年が野外活動を通して自然の大切さを学び、基礎的な生活力を習得し、社会性を高めるとともに青少年の健全育成及び青少年団体活動の促進を目的としています。

(2) 場所

神根青少年野外活動広場	(木曾呂字弥右衛門堤下 1401~1404)
新郷自然の森	(東本郷 2-8)

(3) 利用件数・利用者数 (令和2年度)

神根青少年野外活動広場	22 件	741 人
新郷自然の森	12 件	364 人

3 青少年体験活動事業

(1) 目的

青少年が生きる力を身につけ、将来、自立した社会生活が営めるよう、野外や地域における共同生活等の体験事業を実施するものです。

(2) 内容

①子ども自然体験村

野外生活を通して、自然や環境への理解を深めるとともに、異年齢の人たちとの共同生活の中で、自主性、協調性、忍耐力、社会性、思いやりの心を育むことを目的としています。

市内在学・在住の小学5、6年生と中学生を対象とし、2泊3日の日程で野外キャンプを行います。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

②通学合宿

親元を離れ、共同生活をしながら通学することにより、家族の大切さを理解し、「生きる力」を身に付けることを目的としています。運営にあたっては、地域との連携を重視し、子どもたちが誇りや愛着を持てる地域づくりが実現できることを目指すものです。

市内の公民館地区2カ所を会場とし、小学4～6年生を対象として3泊4日の日程で公民館に寝泊りしながら学校に通学します。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

4 親子ふれあい事業

(1) 目的

青少年の育成の基本単位である家庭環境を望ましいものとするため、親子・家族を対象とした事業を実施するものです。

(2) 内容

①七つの祝い

来春、小学校に入学する子どもを招待し、青少年団体によるステージ等で、健やかな成長を祝福するものです。

【実績】令和2年10月11日（日） 川口市立グリーンセンター 721人

②親と子の音楽会

親子が音楽を通してふれ合うことにより、子どもの情操を養い、親子の信頼関係と温かい家庭環境の構築に資することを目的としています。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

5 明るい街づくり推進事業

(1) 目的

市民組織の関係者が相互協力、連携のもと、愛情と熱意をもって、青少年の健全育成のため、明るい街づくりの推進に向けた意識の高揚を図ります。また、作文を通して、青少年が自らの存在や社会との関わりを認識するとともに、青少年に対する市民の理解を深めるものです。

(2) 内容

①明るい街づくり運動推進大会

青少年育成委員や青少年団体の指導者等が一堂に会し、青少年の健全育成と取組の一層の進展を期するものです。

【実績】令和3年3月6日(土)

青少年保護育成本部表彰、記念講演他

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、別日、別会場にて各賞代表者の表彰式のみ実施

②小・中学生作文コンクール

小・中学生が感じたことや日常考えていることを作文にまとめ、自分の存在や社会との関わりについて認識させるとともに、青少年に対する市民の理解を深めることを目的としています。

【実績】令和2年度

テーマ	小学生	「世界に伝えたい日本のこと」「私の好きな時間」
	中学生	「災害時の助け合いについて」「マナーの大切さ」
応募者	小学生	1, 674人
	中学生	96人

6 青少年団体活動支援事業

(1) 目的

青少年の健全育成のための事業の実施や、体験活動の機会を提供する青少年団体等の活動を支援するものです。

(2) 内容

①青少年指導者養成講習会

青少年活動に役立つ技術講習を通して、指導者の能力と資質の向上を図り、地域の青少年団体のリーダーを養成し、青少年活動の活性化を図るものです。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

②青少年育成交付金

青少年の健全育成事業の推進や、市内、小・中学校、高校の連携を図り、児童・生徒の校外の補導活動を行う団体に交付するものです。

【実績】26団体(令和2年度)

③青少年団体活動交付金

青少年の健全育成を目的とした活動を支援するため青少年団体に交付するものです。

【実績】 11団体（令和2年度）

④青少年野外活動助成金

青少年団体等に所属している団体に、ハイキング、施設見学その他野外活動に要する経費の助成を行い、団体の育成と活動の活発化を図ることを目的としています。

また、川口市の代表として全国大会・国際大会に出場する場合、国・県が実施している海外ボランティアに参加する場合も助成を行っています。

【実績】 17件（令和2年度）

第7節 いじめ防止推進事業

1 いじめ防止推進事業

(1) 目的

「川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例」に基づき、いじめの防止、早期発見、対応のための「いじめから子どもを守る委員会」を設置し、いじめに関する相談に応じ、必要な調査、調整等を行います。

(2) 開始年月日 平成29年4月1日

(3) 内容

- ア いじめ（いじめの疑いがある場合を含む）に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと
- イ いじめに関する救済の申立てに基づき、いじめの事実の有無の調査、調整、勧告または是正の要請を行うこと
- ウ 市長に対し、いじめの再発防止及びいじめの問題の解決を図るための方策の提言等を行うこと

(4) 相談状況（令和2年度）

学年 校種	ケース数						計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	
小学校	0	0	2	2	1	2	7
中学校	0	0	0				0
高校	0	0	0				0
その他	1						1
							8

- ※内訳 ・電話で終了 6ケース
 ・委員面談実施 2ケース

第2章 子育て相談

第2章 子育て相談

第1節 児童保護

1 家庭児童相談室

家庭における適正な児童の養育及び家庭環境の調整などの継続指導をきめ細かく実施するため、昭和39年10月1日から設置しています。

(1) 相談体制

担当職員 20名(うち11名が会計年度任用職員) ※平成26年度より、その他に臨床心理士を不定期配置。

相談時間 午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜・祝日・年末年始休み)

※相談員による相談時間 午前9時30分～午後4時30分

(2) 相談状況年次推移

(単位:件)

年度	養護		保健	障害						非行		育成				その他	計
	児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ		
28	267	480	7	0	0	16	0	2	56	5	1	119	26	0	134	50	1,163
29	292	490	0	0	1	9	0	0	37	4	0	112	32	0	112	21	1,110
30	265	590	2	2	0	5	0	3	28	6	0	97	27	1	100	45	1,171
元	372	1,056	7	0	0	3	0	3	27	1	1	96	37	5	175	12	1,795
2	332	851	4	0	0	6	0	0	19	5	1	81	55	10	189	35	1,588

(3)ペアレント・トレーニング

お子さんの行動に困っていて、子育てを難しいと感じている保護者のために、子どもの行動の特徴を理解し、効果的で具体的な対応方法をグループ(6～8名)で学び練習する講座(全9回)です。

(平成21年度～)

年度	前期	後期
28	8	8
29	8	8
30	7	8
元	8	8
2	中止	6

(単位:人)

(4) 子育て練習講座 はっぴい♡ステップ ～おこってばかりにさようなら～

子育てに悩む保護者のために、しつけるための様々なスキルをグループ(7～8名)で練習する講座(全7回)です。

(平成26年度～)

年度	前期	後期
28	8	8
29	7	8
30	7	7
元	8	8
2	4	3

(単位:人)

2 子ども家庭相談室

(1) 趣旨

家庭における児童の養育に関する問題について、相談に応じるための「子ども家庭相談室」を身近なところで気軽に利用できるよう児童センター内に設置しています。

(2) 設置場所

- ①芝子ども家庭相談室(芝児童センター内) 芝樋ノ爪1-12-8 電話 268-7675
- ②南平子ども家庭相談室(南平児童センター内) 末広3-7-21 電話 225-6848
- ③戸塚子ども家庭相談室(戸塚児童センター内) 戸塚南4-10-2 電話 294-7300

(3) 相談体制(全相談室共通)

相談日 土曜日(祝日を除く) 午前9時30分から午後4時30分

※相談員1名(非常勤職員)が、相談業務に当たります。

(4) 設置

- ①芝子ども家庭相談室(昭和61年4月1日)
- ②南平子ども家庭相談室(平成元年4月1日)
- ③戸塚子ども家庭相談室(平成17年4月1日)

(5) 相談受付件数

年度	しつけ	人間関係	性格・行動	発達問題	その他	計
28	57	0	92	48	91	288
29	40	1	23	12	137	213
30	13	5	28	31	110	187
元	12	0	7	3	344	366
2	86	0	53	5	320	464

(単位:件)

(6) 相談指導取扱件数

年度	電話相談	来室相談	その他	計
28	58	230	0	288
29	30	182	1	213
30	39	140	8	187
元	27	339	0	366
2	46	418	0	464

(単位:件)

3 要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童を早期に発見し、適切な支援を行うため、「川口市子ども虐待防止ネットワーク」を再編し、「川口市要保護児童対策地域協議会」を設置しました。

(1) 設置年月日 平成18年12月25日

(2) 構成機関 福祉、保健、医療、教育、司法等の17機関のほか、児童の健全育成のために必要とする関係者

(実施回数)

年度	代表者会議	実務者会議	個別検討会議	研修会
28	1	32	142	1
29	1	32	145	1
30	1	32	108	1
元	1	32	120	1
2	1	32	113	1

(単位:回)

4 子どものショートステイ事業

家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童を1週間程度、児童福祉施設において養育することにより、児童とその家庭の福祉の向上を図るものです。(平成8年4月1日開始)

(1) 委託施設 市内児童福祉施設1ヶ所、市外児童福祉施設2ヶ所

5 子どものトワイライトステイ事業

父、又は母の帰宅の遅れが恒常的となるひとり親家庭等の児童を児童福祉施設等において預かることにより、ひとり親家庭等の子育て支援と児童の健全育成を図るものです。(平成8年4月1日開始)

(1) 委託施設 市外児童福祉施設1ヶ所

6 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭(新生児訪問等を利用した家庭を除く)をこんにちは赤ちゃん訪問員(保育士・保健師)が訪問し、子育てに関する情報提供、不安や悩みの相談を行うものです。支援が必要な家庭に対しては、関係者が連携し、適切な支援に結びつけます。

(平成22年10月1日開始)

訪問結果

年度	訪問対象件数	訪問(面接)済件数	不在件数(里帰り等)
28	1,278	1,211	67
29	1,181	1,132	49
30	1,115	1,042	73
元	995	841	154
2	869	708	161

(単位:件)

7 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、訪問支援員がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、該当家庭の適切な養育の実施を確保するものです。

より効果的な支援を行うため、平成29年度から対象となる家庭の判断基準を見直しています。

訪問結果

年度	訪問対象家庭数	延べ訪問件数
28	425	2,016
29	99	486
30	118	539
元	132	657
2	155	327

(単位:件)

※H29年度より訪問対象基準を見直し

8 発達相談支援事業

子どもの発達に不安をもつ保護者が、相談先に迷うことなく、安心して相談できる相談機関として、令和2年4月、子ども発達相談センター「るるる」を開設しました。

福祉、教育、保健、医療が連携し、切れ目のない支援と、発達に特性のある子どもを、地域全体で支えるための基盤整備を行います。

(1) 実施事業

- ① 発達相談(電話、訪問、来所)
- ② 専門相談(児童の発達に精通した小児科医、公認心理師・臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士)
- ③ 親子教室(2歳児クラス、3歳児クラス、4・5歳児クラス)
- ④ 施設支援(関係機関訪問、巡回支援事業、小学校1年生訪問)
- ⑤ 親支援事業(親の会、ペアレント・プログラム、ペアレントトレーニング等)
- ⑥ 児童の発達の特性に係る理解の促進に関する事業

(2) 実績

① 相談業務

○発達相談支援事業

年度	来所相談		訪問相談		電話相談		医療相談	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
2	806	1,719	60	83	1,235	2,295	20	20

(単位:件)

○巡回支援事業

年度	件数(件)	延べ人数(人)
2	83	227

②親子教室

2歳児

年度	実施回数(回)	実人数(組)	延べ参加者数(組)
2	26	30	91

3歳児

年度	実施回数(回)	実人数(組)	延べ参加者数(組)
2	未実施		

4・5歳児

年度	実施回数(回)	実人数(組)	延べ参加者数(組)
2	17	26	69

親の会

年度	区分	実施回数(回)	実人数(人)	延べ参加者数(人)
2	未就学児の保護者	64	46	185
	学齢児の保護者	8	15	36

第2節 助産制度

1 助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院出産ができない妊産婦に対し、助産を行っています。

(1) 市内助産施設

(令和3年4月1日現在)

施設名	定員	認可年月日
川口市立医療センター	5人	昭和49年6月1日
済生会川口総合病院	5人	昭和44年6月1日
埼玉協同病院	2人	昭和60年3月7日

(2) 適用状況年次推移

施設名	年度				
	28	29	30	元	2
川口市立医療センター	14	6	9	9	13
済生会川口総合病院	6	8	6	8	4
埼玉協同病院	7	2	3	10	3
その他市外施設	5	3	0	1	1
合計	32	19	18	28	21

(単位:件)

第3節 母子父子福祉

1 母子生活支援施設(川口市立あさひ館)

(1) 目的

児童福祉法第38条に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、これらのかたの自立の促進のために、その生活を支援することを目的とするものです。

(2) 実施事業

児童の誕生会および母親に対し、母子相談を毎週、懇談会を毎月行うほか、夏休み親子レクリエーション・年末おたのしみ会等の事業を行っています。

(社会福祉法人川口市社会福祉事業団へ運営管理業務を委託。昭和59年4月1日)

(第7部第2章 川口市社会福祉事業団参照)

第3章 保 育

第3章 保 育

第1節 保 育

1 保育所等運営

保育所等190カ所（公設公営27カ所・公設民営14カ所・民設民営86カ所・地域型保育61カ所・認定こども園2カ所）設置されており、運営にあたっては国の示す基準等に準拠し、多様化する保育事業の内容の向上を図っています。

(1) 学令前児童数年次推移

（各年度4月1日現在）

年度	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
29	4,955	5,315	5,167	5,175	5,173	5,113	30,898
30	4,813	5,107	5,264	5,172	5,138	5,167	30,661
元	4,696	4,950	5,077	5,173	5,144	5,110	30,150
2	4,592	4,837	4,937	5,040	5,140	5,111	29,657
3	4,150	4,577	4,707	4,747	4,922	5,078	28,181

(2) 保育所入所実施状況年次推移

（各年度4月1日現在）

年度	区 分	児 童 数					計		
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児		5歳児	
29	保育所	定員	502	1,086	1,333	5,421		8,342	
		入所数	500	1,128	1,373	1,613	1,625	1,539	7,778
		入所率	99.60	103.87	103.00	88.12			93.24
	地域型保育	定員	150	295	308				753
		入所数	147	291	301				739
		入所率	98.00	98.64	97.73				98.14
30	保育所	定員	557	1,160	1,417	5,656		8,790	
		入所数	553	1,210	1,467	1,759	1,681	1,664	8,334
		入所率	99.28	104.31	103.53	90.24			94.81
	地域型保育	定員	195	369	388				952
		入所数	187	364	371				922
		入所率	95.90	98.64	95.62				96.85
元	保育所	定員	611	1,243	1,512	6,052		9,418	
		入所数	586	1,334	1,568	1,842	1,818	1,725	8,873
		入所率	95.91	107.32	103.70	88.98			94.21
	地域型保育	定員	228	405	402				1,035
		入所数	175	391	385				951
		入所率	76.75	96.54	95.77				91.88
2	保育所	定員	646	1,332	1,606	6,419		10,003	
		入所数	617	1,421	1,699	1,965	1,900	1,841	9,443
		入所率	95.51	106.68	105.79	88.89			94.40
	地域型保育	定員	230	427	419				1,076
		入所数	151	402	390				943
		入所率	65.65	94.15	93.08				87.64
	認定こども園	定員	9	23	23	75		130	
		入所数	9	22	23	27	38	35	154
		入所率	100.00	95.65	100.00	133.33			118.46
3	保育所	定員	692	1,391	1,664	6,546		10,293	
		入所数	557	1,445	1,719	1,961	1,943	1,888	9,513
		入所率	80.49	103.88	103.31	88.48			92.42
	地域型保育	定員	217	437	424				1,078
		入所数	128	374	391				893
		入所率	58.99	85.58	92.22				82.84
	認定こども園	定員	9	28	34	120		191	
		入所数	9	28	34	40	44	52	207
		入所率	100.00	100.00	100.00	113.33			108.38

(3) 延長保育実施状況

通常の保育時間（短時間認定8時間、標準時間認定11時間）以降に延長保育を実施しています。

保育所名	延長保育 終了時間	在籍児童数 (4月1日現在)	延長利用者数 (4月末現在)	延長利用率
栄町保育所	午後7時00分	71	12	17%
仲町保育所	午後7時00分	93	13	14%
仲町東保育所	午後7時00分	105	20	19%
南青木保育所	午後8時00分	132	40	30%
青木北保育所	午後7時00分	63	8	13%
上青木西保育所	午後7時00分	106	27	25%
前川保育所	午後7時00分	106	27	25%
前川南保育所	午後7時00分	94	29	31%
あさひ保育所	午後7時00分	69	16	23%
朝日北保育所	午後7時00分	68	18	26%
朝日西保育所	午後7時00分	116	18	16%
領家保育所	午後7時00分	68	11	16%
新郷峯保育所	午後7時00分	94	26	28%
根岸北保育所	午後7時00分	92	21	23%
芝保育所	午後7時00分	64	16	25%
芝園保育所	午後7時00分	78	25	32%
芝中央保育所	午後7時00分	113	25	22%
芝西保育所	午後7時00分	81	31	38%
芝北保育所	午後7時00分	99	37	37%
安行保育所	午後7時00分	114	41	36%
戸塚保育所	午後7時00分	108	41	38%
戸塚西保育所	午後8時00分	138	22	16%
桜保育所	午後8時00分	71	21	30%
里保育所	午後8時00分	105	44	42%
南鳩ヶ谷保育所	午後8時00分	111	31	28%
三ツ和保育所	午後8時00分	69	24	35%
戸塚しらぎく保育園	午後7時00分	104	0	0%
戸塚のぞみ保育園	午後7時00分	75	25	33%
並木南保育所	午後7時00分	102	0	0%
神根保育所	午後7時00分	114	33	29%
新郷保育所	午後7時00分	115	9	8%
青木保育所	午後7時00分	74	22	30%
芝高木保育所	午後7時00分	88	0	0%
川口駅前保育園	午後8時00分	131	40	31%
川口西保育園	午後8時00分	187	49	26%
本町保育所	午後8時00分	103	21	20%
上青木保育所	午後8時00分	106	36	34%
並木東保育園	午後7時00分	90	17	19%
南平保育園	午後7時00分	130	43	33%
芝南保育所	午後7時00分	117	39	33%

保育所名	延長保育 終了時間	在籍児童数	延長利用者数	延長利用率
安行東光保育園	午後7時00分	99	18	18%
アケボノ保育園	午後7時00分	50	16	32%
しいのみ保育園	午後7時00分	62	12	19%
レオ保育園 川口	午後7時00分	97	38	39%
カルチャー保育園	午後7時00分	57	10	18%
赤芝保育園	午後7時00分	71	25	35%
川口こども園	午後7時00分	92	23	25%
コンビプラザ川口東保育園	午後8時00分	65	22	34%
アスク東川口保育園	午後8時00分	89	30	34%
鳩笛保育園	午後7時00分	18	1	6%
ワールド保育園	午後7時00分	36	0	0%
あいう園	午後7時00分	47	18	38%
フォーマザ-保育園(第1・2分園含)	午後8時00分	159	60	38%
川口リボンシティ保育園	午後8時00分	71	22	31%
ういず川口西口保育園	午後8時00分	72	21	29%
汽車ぼっぼ保育園	午後7時00分	44	7	16%
ういず戸塚安行駅前保育園	午後7時00分	46	0	0%
赤芝第二保育園	午後7時00分	55	11	20%
おさなご園	午後7時00分	88	17	19%
はとがや保育園	午後7時00分	82	25	30%
いちご保育園	午後7時00分	41	14	34%
どんぐり保育園	午後7時00分	63	10	16%
鳩ヶ谷めぐみ保育園	午後7時00分	66	26	39%
マリヤ保育園	午後7時00分	29	2	7%
いちごみなみ保育園	午後7時00分	58	14	24%
バンビ保育園	午後7時00分	63	9	14%
東川口鳩笛保育園	午後7時00分	66	19	29%
ういず川口本町保育園	午後8時00分	87	28	32%
ういず川口東口保育園	午後8時00分	58	21	36%
フォーマザ-西立野保育園	午後7時00分	89	23	26%
まなびの森保育園 川口	午後8時00分	71	19	27%
ういず川口元郷駅前保育園	午後8時00分	74	33	45%
太陽の子川口幸町保育園	午後8時00分	61	16	26%
汽車ぼっぼ第2保育園	午後7時00分	67	10	15%
ステラ川口戸塚保育園	午後8時00分	74	25	34%
川口おおぞら保育園	午後8時00分	84	31	37%
かわぐちこころ保育園	午後8時00分	87	26	30%
太陽の子 南鳩ヶ谷駅前保育園	午後8時00分	70	22	31%
川口星の子保育園	午後7時00分	59	16	27%
みどりご園	午後7時00分	96	14	15%
川口すみれ保育園	午後8時00分	73	17	23%
保育所まあむ川口東口園	午後8時00分	47	19	40%
インフィニティ保育園 柳崎園	午後7時00分	36	6	17%
リトル保育園 川口	午後8時00分	48	11	23%

保育所名	延長保育 終了時間	在籍児童数	延長利用者数	延長利用率
プリスクレール・ディゾ・アンジェ川口戸塚	午後 8 時 0 0 分	64	7	11%
川口まりーな保育園	午後 7 時 0 0 分	62	15	24%
西川口クマさん保育所	午後 8 時 0 0 分	99	26	26%
たいよう保育園中青木園	午後 7 時 0 0 分	87	20	23%
いちごひがし保育園	午後 7 時 0 0 分	53	14	26%
みらい保育園	午後 7 時 0 0 分	95	27	28%
バンビ保育園あさひ	午後 7 時 0 0 分	72	14	19%
うぐす保育園川口戸塚	午後 7 時 0 0 分	61	14	23%
川口きらら保育園	午後 7 時 0 0 分	61	12	20%
O H A N A 川口保育園	午後 8 時 0 0 分	50	28	56%
元郷まりーな保育園	午後 7 時 0 0 分	77	33	43%
キッズランド川口金山町園	午後 7 時 0 0 分	48	14	29%
あおい保育園	午後 7 時 0 0 分	86	18	21%
川口木曾呂ゆたか保育園	午後 7 時 0 0 分	55	11	20%
たいよう保育園東川口園	午後 7 時 0 0 分	83	20	24%
川口青木おおぞら保育園	午後 8 時 0 0 分	87	29	33%
彩の実保育園	午後 8 時 0 0 分	100	29	29%
スキップ川口保育園	午後 7 時 0 0 分	62	11	18%
正光寺保育園鳩ヶ谷園	午後 7 時 0 0 分	54	18	33%
はちまんぎ保育園	午後 7 時 0 0 分	83	12	14%
ふるーる保育園川口本町	午後 7 時 0 0 分	65	20	31%
はなにこ保育園	午後 7 時 3 0 分	30	7	23%
川口アイ保育園	午後 7 時 3 0 分	67	24	36%
かわぐち杜の保育園	午後 7 時 0 0 分	44	18	41%
さくらそう保育園元郷	午後 7 時 0 0 分	52	13	25%
川口くれよん保育園	午後 7 時 0 0 分	42	5	12%
東川口あら川保育園	午後 7 時 3 0 分	74	26	35%
プリスクレール・ディゾ・アンジェ戸塚安行	午後 8 時 0 0 分	82	30	37%
そよ風保育園戸塚園	午後 7 時 0 0 分	51	5	10%
アルタキッズ鳩ヶ谷園	午後 7 時 0 0 分	37	3	8%
みずほ保育園川口里	午後 7 時 0 0 分	63	19	30%
川口安行まりーな保育園	午後 7 時 0 0 分	45	8	18%
いろは園	午後 7 時 0 0 分	31	6	19%
ココファン・ナーサリー川口芝	午後 8 時 3 0 分	57	12	21%
鳩ヶ谷キッズランド	午後 7 時 0 0 分	84	25	30%
プリスクレール・ディゾ・アンジェ安行藤八	午後 7 時 0 0 分	57	9	16%
K I D S O N E 川口	午後 7 時 0 0 分	30	0	0%
西青木クマさん保育所	午後 7 時 0 0 分	77	15	19%
ひふみ保育園	午後 7 時 0 0 分	52	6	12%
ドルフィン・キッズ保育園川口	午後 7 時 0 0 分	23	3	13%
東かわぐちポポロ保育園	午後 7 時 0 0 分	38	2	5%
たいよう保育園川口本町園	午後 7 時 0 0 分	42	10	24%
川口ふたばこども園	午後 7 時 0 0 分	142	52	37%
みのりこども園	午後 7 時 0 0 分	65	7	11%
計		9,720	2,482	26%

(4) 障害児

保育を必要とする、障害の程度が中程度までで日々の通所及び集団保育が可能な児童を保育所で受け入れています。

入所実施年次推移

(各年度4月1日現在)

年 度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
入所人数	347人	340人	326人	281人	184人

(5) 民設民営保育所等への補助

民設民営保育所等に対し各種補助を行っています。下記の事業を実施した場合、補助基準に従い補助金を交付します。

補助事業名	補助内容	補助基準 【負担割合】
一時預かり事業	家庭において一時的に保育が困難となった乳幼児について、保育所で預かるために必要な経費	年間延べ利用者数に応じて設定 年額2,676,000円(300人未満)～ 年額47,880,000円(19,500人以上 20,100人未満) 【国縣市各1/3】
地域子育て支援拠点事業	子育て親子の交流の場の提供、子育て等の相談や情報提供、子育て支援に関する講習等の実施に必要な経費(専任職員2名以上配置)	・3～4日型 職員3名以上 年額5,694,000円 職員2名 年額4,194,000円 ・5日型 常勤1名以上 年額8,398,000円 非常勤職員のみ 年額5,144,000円 【国縣市各1/3】
延長保育事業	保護者の就労、残業、通勤の遠隔化等による延長保育の実施に必要な経費	・30分延長 年額300,000円 ・1時間延長 年額1,665,000円 ・2時間延長 年額2,617,000円 【国縣市各1/3】
保育体制強化事業	保育士の負担軽減、離職防止を図るため、保育支援者を配置するために必要な経費	・保育支援者の配置 月額100,000円 ・園外活動の見守り等 月額45,000円 【国1/2 縣市各1/4】
保育士宿舎借り上げ支援事業	保育所の事業者が保育士用の宿舎を借り上げるために必要な経費	一戸あたり 月額75,000円 ※令和元年度から引き続き令和2年度においても本事業の対象であって、令和3年度も引き続き同じ宿舎に入居している場合は月額82,000円 【国1/2 県1/8か1/4か負担なし 市・事業者 3/16か1/8か1/4】
保育補助者雇上強化事業	保育士の勤務環境改善、保育人材確保を図るため、保育士資格のない保育補助者を雇い上げるために必要な経費(保育補助者は資格取得に努めるもの)	年額2,333,000円(利用定員が121人未満の施設) 年額4,666,000円(利用定員が121人以上の施設) 【国3/4 市1/4】
乳児用呼吸モニター購入費補助事業	0歳児(生後6ヵ月未満)の睡眠中の呼吸を常時測定する乳児用呼吸モニターの購入に必要な経費	1台につき80,000円 【国1/2 市・事業者各1/4】

補助事業名	補助内容	補助基準 【負担割合】
保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進事業）	保育士の業務負担軽減を図るためのシステム導入に要した経費	年額1,000,000円 【国1/2 市・事業者各1/4】
低年齢児保育促進事業	一歳児担当保育士雇用費	一歳児担当保育士1人につき1歳児4人以下での保育の実施に必要な経費 1歳児1人につき 月額20,000円 【市単独】
	乳児途中入所促進事業	乳児担当保育士の雇用に係る経費のうち乳児未充足により不足する経費 未充足乳児1人につき 月額80,000円（対象月4～9月） 【市単独】
アレルギー等対応特別給食提供事業	食物アレルギー等のため、給食等処遇に特別の配慮を要する児童への対処等給食の充実を図るための経費	月額50,000円 ※令和3年度は原則廃止とするが、一部施設で実施（令和3年度のみ経過措置） 【市単独】
障害児保育事業	市が必要と認める児童	障害児担当保育士1人につき 月額230,000円 【市単独】
運営充実費	保育所の運営を充実させ、公立保育所との格差を緩和し、保育内容の向上を図るために要する経費	・施設割 年額 200,000円(認可定員90名まで) 年額4,000,000円(認可定員91名以上) ・児童割 在籍児童1人につき月額2,000円 ・嘱託医師雇用助成費 市基準と運営費算入額の差に対し年額上限84,590円 ・損害賠償保険料助成費 年額上限10,000円 【市単独】
乳児用呼吸モニター購入費補助事業	0歳児（生後6ヵ月未満）の睡眠中の呼吸を常時測定する乳児用呼吸モニターの購入に必要な経費	1台につき 60,000円 ※一部国庫補助あり 【市単独】
保育士賃金補助事業	保育士確保のため、1日6時間かつ月20日以上勤務する保育士に対する賃金補助に要した経費	補助対象経費（{保育士1人あたり月額2,000円から上限28,000円} ×実施月数）の3/4 ※2,000円単位 【市単独】
潜在保育士就職準備補助金事業	保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者（潜在保育士）の再就職支援を図るため、再就職の準備に必要な経費を保育士に補助する。ただし、2年間保育士業務に従事するもの。	潜在保育士1人につき 100,000円 【市単独】

(6) 私立幼稚園

幼児が、生活や遊びの中で様々な体験を通して、情緒的・知的な発達と共に社会性を養い、人間として、社会の一員として、よりよく生きるための基盤を育み、学校教育の始まりである幼稚園で、基本的な生活習慣を身に付け、学習意欲を養い、小学校生活がスムーズにスタート出来るよう教育環境の整備をします。

(各年5月1日現在)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
幼稚園数(園)	41	41	41	40	39
定員(人)	11,265	11,260	11,260	10,740	10,600
在籍数(人)	9,669	9,380	9,189	8,519	7,870

(7) 私立幼稚園への補助

私立幼稚園に対し、教員の研修や幼児、教員の健康診断に対し補助を行っています。

また、保護者に対し保育料等の補助を行うことにより、経済的負担の軽減を図っています。

<園児保護者入園料補助金>

私立幼稚園及び認定こども園（教育保育給付認定1号）へ入園した園児の保護者に対して補助金を交付しています。

補助額：20,000円（一律）

<私立幼稚園設備資金借入利子助成>

対象 幼稚園施設設備の新設、改善等のため資金を借入れた幼稚園が対象です。

助成金額 借入額にかかわらず8,000万円を限度として、年利率1/2の利子助成しています。

期間 10年以内

<私立幼稚園教育研修費補助金>

市内の私立幼稚園教員を対象として私立幼稚園協会に対し補助金を交付し、教育内容の充実と教員の資質の向上を図ることを目的としています。

<私立幼稚園幼児等健康診断補助金>

市内の私立幼稚園協会に対し補助金を交付し、市内私立幼稚園の幼児及び教職員の健康保持増進を図り、幼稚園教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的としています。

<私立幼稚園の長時間預かり保育推進事業補助金>

市が定める要件を満たし、かつ、11時間以上にわたり開園し、通常の教育時間の前後及び長期休業期間等に教育活動を行う市内の私立幼稚園に対し補助金を交付し、私立幼稚園における長時間預かり保育を推進し、保育所等の待機児童対策の推進を図ることを目的としています。

(8) 幼児教育・保育の無償化

<施設利用費>

- ・保育料に対する給付

施設等利用給付認定子どもの保護者に対して、施設利用費を給付しています。

- ・預かり保育利用料に対する給付

私立幼稚園の預かり保育を利用する、施設等利用給付認定子ども2号及び3号の保護者に対して、施設利用費を給付しています。

<副食材料費に係る実費徴収補足給付事業費補助金>

保護者が支払う私立幼稚園の給食費（副食費部分）に対して補助金を交付しています。

(9) 保育所の民営化について

多様化する保育ニーズに対して民間活力を導入し、より効果的・効率的な保育行政を行うことを目的として、平成16年度から公設民営方式による指定管理者制度を導入し、14保育所を公設民営化しました。

平成16年度	神根保育所、並木南保育所、戸塚しらぎく保育園、戸塚のぞみ保育園
平成17年度	新郷保育所
平成18年度	青木保育所、芝高木保育所、川口駅前保育園（新設）
平成19年度	川口西保育園（西保育所及び横曽根保育所を廃止し、新設）
平成20年度	本町保育所
平成24年度	上青木保育所
平成29年度	並木東保育園（新設）
平成30年度	南平保育園（末広保育所及び元郷保育所を廃止し、新設）
令和2年度	芝南保育所

2 家庭保育室

保育所の補完的的制度として、生後8週過ぎから2歳（4月1日時点）までのお子さんの保育を行っています。

(1) 登録基準

設 備	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児を保育するのに適した部屋を有すること ○衛生的な給食を提供できる設備を有すること ○敷地内又は付近に適当な広さの遊び場を有すること
資 格	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭保育室に保育士、保健師又は看護師の資格を有する心身ともに健康な保育者を2人以上置いていること ○乳幼児の保育に専念できること ○心身ともに健康であること

(2) 助成

ア 家庭保育室登録者

運営管理に必要な費用を助成します。

イ 保護者

基本保育料月額60,000円を限度として、保護者の所得税等課税額に応じた10階層区分に基づき助成します。

(3) 入所実施年次推移

(各年度3月1日現在)

年度 区分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
入所人員	152人	75人	55人	49人	29人
保育室数	12室	8室	7室	5室	4室

3 企業内保育

企業及び病院等が、保育室を設け乳幼児を保育する場合、その運営に必要となる経費に対して、昭和51年度から補助金を交付し、児童福祉の推進を図っています。また、平成23年度より補助対象経費を運営補助から備品、消耗品の補助とし、効果的に多くの企業内保育施設に支援できるように改定しています。

(1) 補助基準

対 象	○法人の企業及び病院 (国の行う企業主導型保育事業に該当するものを除く。) ○就学前児童の定員が6人以上の施設
補助額	○1施設当たり年額78,000円を限度

(2) 補助事業実績

年度	28	29	30	元	2
施設数	13カ所	15カ所	13カ所	14カ所	11カ所

4 地域子育て支援センター・育児相談

子育て中の親子が気軽に集い、情報交換や育児相談を行えるよう、子どもの遊び場を提供するとともに、保育士を配置して、子育てに不安を持つ保護者の相談対応や子育てに関する情報発信を行うことで、子どもの健全育成を図る事業です。

名称	所在地	開始年月日
子育てサポートプラザ	川口3-1-1 川口総合文化センターリリア2階	平18.10.2
子育てひろばポッポ♡	里1650-1 鳩ヶ谷駅地下1階	平23.10.11
南鳩ヶ谷地域子育て支援センター	南鳩ヶ谷6-6-18 南鳩ヶ谷保育所2階	平24.5.1
川口こども園「のびのび」	安行領根岸1291	平17.5.1
アスク東川口保育園	戸塚4-21-1	平17.4.1
川口駅前保育園	川口1-1-1 キュポ・ラ8階	平18.9.1
汽車ぽっぽ保育園「ぽけっと」	東川口6-8-19	平21.4.1
子育て支援センター・フォーマザー	東川口3-8-8 1階	平21.4.1
どんぐり保育園「風の子広場」	三ツ和1-21-21	平18.4.1
汽車ぽっぽ第2保育園「わらべ」	安行吉蔵334-1	平28.8.1
あいう園川口	幸町3-10-16 2階	平28.4.1
西川口クマさん保育所	並木2-9-9	平30.4.1
おさなご園「ベテル」	朝日5-7-15	令2.4.1
はなにご保育園「はなにご」	本町3-3-15 1階	令2.4.1
南青木保育所	青木1-4-4	平12.4.1
戸塚西保育所	北原台3-18-10	平9.4.1
里保育所	里493-1	平14.4.1